
第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「子どもが地域の宝として輝けるまち・にしはら」

子どもが心身ともに健やかに成長することは親の願いであり、子どもは親にとっての「宝」です。同時に、次の時代をつくり、それを担う存在であることから地域や社会全体の「宝」です。その「宝」を家庭はもとより地域社会が大切に育て、子育てに伴う喜びを実感するとともに、子どもが成長する中で輝きを持ち、それを次の世代、次のまちづくりにつないでいきます。

子ども達が輝きを持つためには、子どもは限りない可能性を持つ存在であることを深く認識し、一人ひとりの豊かな個性を育むとともに、自ら考え、判断し、行動できる「生きる力」を身につけていくことが大切です。

次代を担う子ども達の可能性を最大限に伸ばし、一人ひとりがのびのびと健やかに育っていくことができる、子どもの視点に立った、主体的な成長を地域社会全体で支える環境づくりを進めます。

2. 計画の視点

(1) 子どもの視点

－子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する視点。

(2) 次代の親づくりの視点

－子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みの視点。

(3) すべての子どもと家庭への支援の視点

－子育てと仕事の両立支援のみならず、子育て中の家庭が直面する様々な課題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援を行い、安心して子育てができる環境づくりを進める視点。

(4) 地域の子どもは地域が育てる視点

－保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもと、地域社会全体で子育てを支援する視点。

■視点の見直しについて

新たに「次代の親づくりの視点」を加えました。また、前期計画で掲げた「保護者の視点」、「地域の視点」については、視点がより理解しやすいように、それぞれ「すべての子どもと家庭への支援の視点」、「地域の子どもは地域が育てる視点」へと表現を見直しました。

一方、前期計画で掲げた「行政の視点」については、計画の推進体制の事であり、これについては、別立てで具体的に掲げることとし、後期計画では除きました。

前期計画	後期計画
①子どもの視点	→ (1)子どもの視点 (2)次代の親づくりの視点(追加)
②保護者の視点	→ (3)すべての子どもと家庭への支援の視点
③地域の視点	→ (4)地域の子どもは地域が育てる視点
④行政の視点	→ 除く(別章で掲げる)

3. 施策体系の見直し

前期計画で掲げる事業については、各「施策の方向性」の中で重複して掲げている事業があることや似通った事業があり、事業の進捗確認や取りまとめが煩雑になります。

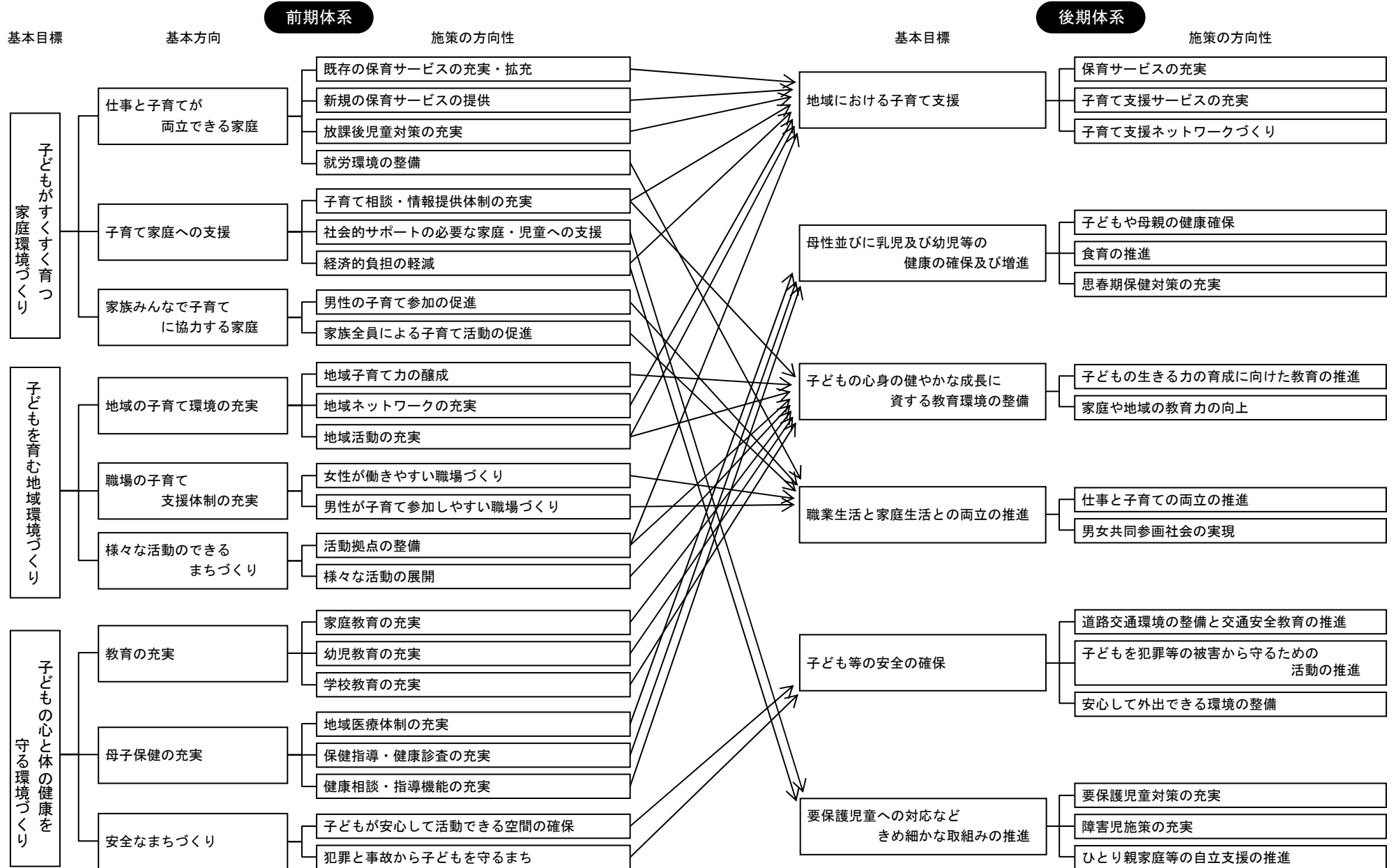
また、国が示す次世代育成支援の基本事項(計画に盛り込む事項)に基づく体系ではないため、国や県への報告等で時間を費やすことがあります。そのため、計画の進捗確認や国・県との連携などが円滑に行われるよう、施策体系を見直しました。

見直しにあたっては、前期計画の「基本目標」と「基本方向」を併せて国が示す基本事項に基づき再編するとともに、「施策の方向性」及び事業についても再編しました。

■国の基本事項に基づく後期計画の基本目標

- ①地域における子育て支援
- ②母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- ③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ④職業生活と家庭生活との両立の推進
- ⑤子ども等の安全の確保
- ⑥要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

■ 施策体系の移行図



4. 基本目標及び施策の方向性

計画の基本理念を踏まえ、6つの基本目標の設定及び基本目標に沿った施策の方向性を示し、具体的な事業等の推進を図ります。

① 地域における子育て支援

1. 保育サービスの充実

核家族世帯の増加や女性の社会進出などにより保育需要は増え続けており、待機児童の解消が大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえて、保育サービスを必要とする全ての家庭が安心して子どもを預けることができるよう、保育サービスの拡充や保育の質の向上等を図ります。

2. 子育て支援サービスの充実

親の就労形態や生活様式・価値観の多様化により、子育て支援のニーズも多様化しており、さらなる子育て支援サービスの充実が求められています。

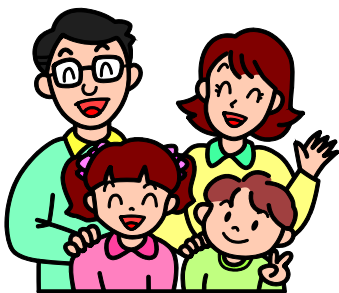
そのため、休日保育やファミリー・サポート・センターなど新たなサービスを検討するとともに、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)や子育て支援センターの拡充、一時預かり事業、児童館活動及び子育てに関する情報提供等の充実を図ります。

3. 子育て支援ネットワークづくり

子育ての第一義的責任は保護者にあるとの認識のもと、子育ての不安や直面する問題を解消するためには、地域の支えが必要となります。

そのため、子育てに関わる町の各関係課の担当者間の連携を密にし、子育て支援事業や活動の充実を図るために、今後とも庁内ネットワークの充実を図ります。

また、地域住民の子育て支援への積極的な参加を喚起するために、地域の関係機関・団体、ボランティア等地域の多様な社会資源を結ぶネットワークづくりを進めます。



② 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

1. 子どもや母親の健康確保

妊娠期の母親の健康管理は、生まれてくる子の発達においても重要です。

安全で快適な妊娠・出産が迎えられるよう、ハイリスク妊婦の早期把握を行い、妊娠期からの健康管理の指導を強化します。また、出産後の育児不安の解消や母子の健康管理のために、訪問による相談指導及びベビースクールによる育児支援を行います。

そのほか、各種健康診査や予防接種、相談支援等により母子の健康確保及び増進を図ります。

2. 食育の推進

朝食欠食などの食習慣の乱れが、子どもの心と体の健康に大きく関係しており、幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間形成、家族関係づくりによる、心身の健全な育成を図ることが求められています。

このため、本町における食育推進基本計画を定めるとともに、乳幼児期から発達段階に応じた食育の推進を行います。

3. 思春期保健対策の充実

十代の妊娠・出産・人工中絶、性感染症の増加が社会問題化しており、特に沖縄県では十代での出産率が全国より高い状況にあります。

中高校生へのアンケート調査でも性を容認する考えを持つ子も少なくありません。

そのため、自分の体や性について正しく学び自他の命の大切さを伝えるために、思春期保健学習の充実を図ります。

また、成長過程にある子どもの健康を守るために、今後とも飲酒・喫煙を防止するほか、近年、子ども達への薬物の浸透が懸念されていることから、薬物乱用防止対策の強化を図ります。

そのほか、児童生徒の心の問題に対応するための相談体制の充実を図ります。



③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1. 子どもの生きる力の育成に向けた教育の推進

次代を担う子ども達が自らの良さや可能性を伸ばすとともに、豊かな人間性と確かな学力の形成により、社会の変化に対応できる「生きる力」を身につけていくことが求められています。

そのため、学校教育においては幼児、児童、生徒、一人ひとりに対し、「確かな学力の定着」、「豊かな人間性の育成」、「健康・体力の育成」をバランスよく育成するほか、これらの基礎となる「基本的な生活習慣の形成」を図るために、各幼稚園・学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開します。

また、家庭や地域と連携した教育の充実を図るために、信頼される開かれた学校づくりを推進します。

(1) 確かな学力の定着

学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力など確かな学力を身につけるために、子ども及び地域の実態を踏まえ、子ども一人ひとりに応じたきめ細かい指導を行うなど、「分かる授業」、「参加する授業」の展開を進めます。また、地域の人材や学習ボランティア等を積極的に活用し、授業の活性化を図ります。

(2) 豊かな人間性の育成

子どもが将来、人から信頼され、幸せな人生を送るための基盤となるのが豊かな人間性です。誰とでも分け隔てなく接することができる人間関係づくりの能力や言葉による伝え合う力、感動する心の育成など豊かな人間性の育成を図るために、道徳教育の充実を図るとともに、人や自然と直接関わる多様な体験活動などを推進します。

(3) 健康・体力の育成

生きていく上での基本となる健康・体力の向上を図るために、体育の授業の充実やスポーツ活動の推進、スポーツ・運動環境の整備充実及び健康指導の充実を図ります。

(4) 基本的な生活習慣の形成

「生きる力」を身につける上での基礎となる望ましい生活習慣の形成を図るために、早寝、早起きなどの生活リズムの確立やあいさつ、きまりを守るなど社会生活を送る上で大切な模範意識・マナーの育成を図ります。

(5) 信頼される学校づくり

家庭や地域に信頼される学校づくりを進めるために、学校教育活動全般について地域への情報公開を行うほか、地域の意向や学校評価委員会の評価を踏まえた経営改善を進めます。また、教職員の指導力向上及び安心・安全に過ごせる学校教育環境の充実を図ります。

(6) 幼稚園教育の充実

核家族化、女性の社会進出により、幼児を取り巻く生活環境も変化し、保護者の幼児教育に対するニーズも多様化していることから、保育所(園)、学校、地域との連携を密にしなが、幼稚園教育の更なる充実を図ります。

2. 家庭や地域の教育力の向上

子どもの豊かな人間性や社会性を育成するためには、学校と家庭、地域が一体となった取り組みが重要であり、地域全体で子どもを育てるために、家庭や地域の教育力を高める取り組みを推進します。

4 職業生活と家庭生活との両立の推進

1. 仕事と子育ての両立の推進

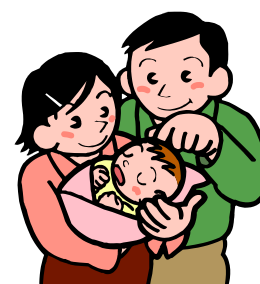
女性の社会進出や就労形態の多様化等により、保育サービスのニーズが高まるとともに、子どもと十分かかわる時間が持てないなどの仕事と子育ての両立で悩んでいる保護者が増えています。

こうした状態を改善するために、保育サービスの充実を図るだけでなく、男性を含めた仕事と子育ての両立が可能な就労環境づくりの必要性について、地域や事業所への理解啓発を行います。

2. 男女共同参画社会の実現

子育てや家事、職場における性別役割分担の意識を変え、社会情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するために、女性も男性も平等に、子育てや社会参加ができる男女共同参画社会を実現することが求められています。

そのため、学校等での男女平等意識の育成を図るとともに、地域や事業所への意識啓発を行います。



⑤ 子ども等の安全の確保

1. 道路交通環境の整備と交通安全教育の推進

本町では人口の増加や開発等により交通量が増え、子どもが交通事故に遭う危険性も増しています。子どもを交通事故から守るために、ガードレールや横断歩道等の交通安全施設の整備・点検を進めるとともに、地域への交通安全思想の普及啓発や子ども達への交通安全教育・指導の充実を図ります。

2. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

近年、子どもが犯罪に巻き込まれるケースが全国的に多発しており、沖縄県でも不審者による声かけや犯罪未遂事件が増えています。

このため、子どもを犯罪等の被害から守るために、夜間パトロールの推進や地域と連携した防犯体制の構築及び学校における防犯指導の充実を図ります。

3. 安心して外出できる環境の整備

安心して子育てを行うには、外出に際しても安心して出かけられる環境づくりを進める必要があります。乳幼児を連れた親や妊産婦を含む全ての人が、安全かつ快適に利用できる公共施設のバリアフリー化を推進します。また、子育てに優しいトイレ等の整備推進や行事等参加のための保育支援、公園の安全管理の充実を図ります。



⑥ 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

1. 要児童児童対策の充実

児童虐待をはじめ、不登校、非行及び保護者による監護が不適當であると認められる要保護児童に関する相談件数は増加傾向にあり、児童の健全な成長を保障するためには、要保護児童の早期発見と早期対応の充実が求められています。

そのため、地域住民や母子保健事業、保育所(園)、幼稚園、学校と連携した要保護児童の早期発見を図り、要保護児童対策地域協議会を中心に親子関係の修復、児童の保護、アフターケア等において適切な対応を講じていきます。

2. 障害児施策の充実

障害のある子どもと共に生きる地域の一員として、子どもの健全な発達を支援し、地域で安心して暮らしていける環境づくりを推進していく必要があります。

障害は早期発見・早期療育により障害が軽減される可能性が大きいことから、乳幼児健診での発達障害を含めた障害の早期発見機能の向上を図るとともに、保健・福祉・教育部間の連携及び専門機関や専門家等と連携した、療育・相談・指導体制の充実を図ります。

とりわけ、発達障害については、保育所(園)と連携した早期発見体制や健診後の支援体制の充実を図ります。

3. ひとり親家庭等の自立支援の推進

離婚等により、ひとり親家庭が増えてきています。こうした家庭の生活の安定と向上を図るために、各家庭の諸状況に即した自立支援を進める必要があります。

自立支援のために、医療費助成等の経済的な援助や保育所(園)優先入所、相談・情報提供の充実を図ります。

また、経済的に困窮している家庭については、就学援助費の支援を行います。



5. 施策の体系

基本理念

基本目標

施策の方向性

